

県営住宅における災害一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害等で住宅を失い住宅に困窮している県民（以下「被災者」という。）に当面の生活の場を提供し、その者の生活基盤の立て直しに寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害等 火災、風水害、地盤沈下及び地すべり等をいう。
- (2) 県営住宅等 県営住宅及び特別県営住宅をいう。
- (3) 一時使用 地方自治法第238条の4第7項に基づいて、県営住宅等に期間を定めて使用許可を行い、使用させることをいう。

(許可要件)

第3条 一時使用は、県営住宅等に本来入居者の入居を阻害しない範囲で適当な空き家があり、かつ、災害等により住宅に困窮する者が次の各号に該当する場合に許可するものとする。

- (1) 災害等の証明書の交付を受けていること。
- (2) 申請者及び同居者がいずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと。

(許可申請)

第4条 一時使用の許可を受けようとする者は、県営住宅一時使用許可申請書（様式第1号）に次の必要書類を添えて住宅課長に申請しなければならない。

- (1) 住民票（すべての入居者）
- (2) 災害等の証明書
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他必要な書類

(使用許可)

第5条 知事は、申請書が提出された場合は、速やかに審査し、適格と認められる場合は、一時使用の許可を行う。（様式第3号）

(一時使用できる期間)

第6条 一時使用できる期間は、6月以内で知事が定める期間とする。

2 知事がやむを得ないと認める場合は、6月を限度として期間を定めて延長することができる。ただし、使用許可の期間は通算して1年を超えることができない。

3 前項の規定による期間の延長を希望する被災者は、県営住宅一時使用期間延長申請書（様式第4号）により住宅課長に申請しなければならない。

（使用料）

第7条 使用料は、免除する。

（共益費）

第8条 被災者は、住宅の自治会が定める共益費を自治会に支払うものとする。

（条例等の遵守）

第9条 被災者は、一時使用が許可された住宅の使用については、埼玉県県営住宅条例及び埼玉県県営住宅条例施行規則等に定めるところによるものとする。

（保管義務等）

第10条 一時使用が許可された住宅の保全については、被災者が善良なる管理者の注意を持って行わなければならない。なお、退去修繕は原則として県が行うものとする。

（明渡し）

第11条 住宅課長は、一時使用の期間中であっても、次の各号に掲げる場合は、被災者に対し住宅の明渡しを求めることができる。

- (1) 条例及び規則等を遵守しないとき
- (2) その他知事が必要と認めたとき

（事務手続）

第12条 住宅課長は、一時使用の許可を行った住宅について、関連書類を整備するとともに、埼玉県住宅供給公社に通知し、その管理を委ねるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、一時使用に関して必要な事項は住宅課長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月28日から施行する。

- 2 第1条に規定する「県民」には、災害救助法施行令第1条第1項各号に該当する災害により被災した市町村に居住する住民で、住宅課長が認めた者を含む。

様式第 1 号

県営住宅一時使用許可申請書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

申請者
氏名
印
(自署の場合は不要)
電話

標記について、次のとおり県営住宅の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。
なお、入居の条件等については、埼玉県の指示に従います。

申請理由					
住宅名		住戸番号			
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで				
入居者	氏 名	続柄	性別	年齢	備 考
		本人			

添付書類 (1) 住民票 (全ての入居者)
(2) 災害等の証明書
(3) 誓約書 (様式第 2 号)

誓 約 書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

現住所
氏 名

私は、次の事を遵守し、同居者にも遵守させます。
万一、違反した場合は、明け渡し請求されても異議は申し立てません。

- 1 室内やベランダ、廊下などで、悪臭や害虫を発生させるなど、不衛生な状態にはしません。
- 2 団地内の土地について、みだりに耕作等土地の形質を変更することはありません。
- 3 許可を得ずに増築や物置の設置をしません。
- 4 廊下、ベランダなどで避難の支障となる物をみだりに置きません。
- 5 指定された場所以外では紙や広告物等を貼りません。
- 6 団地内通路や外来駐車場など、禁止された場所に自動車を駐車しません。
- 7 入居者、同居者その他の関係者を威嚇し、これらの者に不安又は迷惑を覚えさせるような言動はしません。
- 8 犬（盲導犬等を除く）、猫その他入居者に迷惑を及ぼす恐れのある動物を飼育し、又はこれらの動物に餌等を与えません。
- 9 人声、楽器、テレビ等の音を異常に大きく出したり、天井、床又は壁等を叩く又は蹴ることにより、近隣入居者に迷惑をかけることはしません。
- 10 団地内において、みだりに焚き火や花火等をしません。
- 11 世帯員はすべて暴力団員ではありません。また、暴力団員である者を同居させません。

県営住宅一時使用許可書

指 令 住 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

あなたが、 年 月 日付けで申請した県営住宅への一時使用については、下記のとおり許可します。

記

- 1 所在地
- 2 県営住宅の名称及び住宅番号
- 3 一時使用期間許可期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
期間が延長された場合を除き、この期間が満了する日までに県営住宅を明け渡していただきます。
- 4 使用料 免除 (免除前の使用料 月額 円)
- 5 同居することができる者
申請書記載のとおり
- 6 許可された住宅について修繕、模様替えその他の現状変更行為をするときは、事前に知事の承認を受けること。
また、許可された住宅の全部又は一部をき損したときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けて自己負担により原状に回復すること。
- 7 同居者に異動が生じたときは、速やかに知事に届け出ること。
- 8 使用期間を延長しようとするときは、期間終了の10日前までに知事に埼玉県県営住宅一時使用期間延長申請書を提出すること。
- 9 使用中は、団地住民の自治活動等に協力すること。
- 10 使用者が退去する場合には、退去日の15日前までに知事に届け出し、退去の検査を受けなければならない。
退去時の修繕については、通常使用での建物、施設及び設備の損耗については負担はありませんが、通常使用の状態・状況を超えるものについては、修繕費用を負担していただくことがあります。
- 11 以上の条件に違反したとき又は県営住宅の管理上必要と認めたときは、この許可を取り消すことがある。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号

県営住宅一時使用期間延長申請書

(あて先)

埼玉県知事

私が、 年 月 日に一時使用許可を受けた県営住宅について、下記の理由により、同一条件による一時使用の期間延長の許可を受けたいので申請します。

記

○理由

○申請期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

氏名

印

(自署の場合は不要)

※ 添付書類 (1) 誓約書 (様式第 2 号)